

岩手県本庁舎広告募集要項

1 広告関係規程

広告掲出は、「岩手県広告取扱要綱」、「岩手県広告取扱基準」及び「岩手県本庁舎広告掲出要領」に基づいて行います。

2 掲出場所・掲出枠数

- (1) 岩手県本庁舎1階・地階エレベーターホール 19枠
 - ・ 1階 16枠
 - ・ 地階 3枠
- (2) 岩手県本庁舎エレベーター内 2枠

3 広告の種類・規格

- (1) 岩手県本庁舎1階・地階エレベーターホール
B2判縦（縦728mm×横515mm）のポスター掲出
 - (2) 岩手県本庁舎エレベーター内
A2判縦又は横（縦594mm×横420mm）のポスター掲出
- ※ ポスターは、県が設置するパネルに掲出します。

4 掲出期間

令和8年度契約月～令和9年3月

※ 広告は、原則として掲出開始日の前日の午後3時から午後5時までの間に掲出し、掲出終了日の午後3時から午後5時までの間に撤去します。

5 広告掲出料（行政財産貸付料）

- (1) 1階エレベーターホール
1枠／8ヶ月の場合 88,512円（消費税及び地方消費税含む）
- (2) 地階エレベーターホール
1枠／8ヶ月の場合 44,512円（消費税及び地方消費税含む）
- (3) エレベーター内
1枠／8ヶ月の場合 44,341円（消費税及び地方消費税含む）

6 掲出申込受付期間

令和8年6月22日（月）～令和8年度中の空枠が無くなるまで

※ 持参する場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までです。

※ 毎月1日までの申込到着分について、原則翌月から契約・掲出開始とします。

7 応募資格

ア 岩手県広告取扱基準第5に該当する民間企業等でないこと。

イ 県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）第2、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）第2及び物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日）第2より、県から指名停止を受けている民間企業等でないこと。

8 掲出できない広告

岩手県広告取扱基準第4に該当する内容は掲出できません。

9 申し込み書類と提出先

- (1) 岩手県本庁舎広告掲出申込書（別記様式第1号）
※添付の申込書をダウンロードしてください。
※申込書の確認事項をよく読んでチェックをお願いします。
- (2) 広告主における役員の一覧表（別記様式第1号の2）

※添付の役員一覧表をダウンロードしてください。

(3) 委任状(代理人が申込者の場合)

(4) 添付書類

ア ポスター図案・説明書等

- ・ 掲出しようとするポスター図案(イメージ、ラフ・スケッチ等)や広告内容の説明書、関連資料等

イ 広告主にかかる登記事項証明書(写し可)

ウ 広告主の業務内容がわかるもの

- ・ 会社概要等および広告主のホームページのURL

エ 岩手県に業者登録(物品・工事・委託等)している場合は、現在有効な通知の写し

オ 納税証明書

- ・ 岩手県内の事業所の場合：県税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・ 岩手県外の事業所の場合：法人税又は事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(5) 提出先は、郵送、電子メールまたは持参のいずれかにより、下記12の問合せ・申し込み先(管財課)へ提出してください。

なお、電子メールの場合、件名は、「岩手県本庁舎エレベーターホール広告の申込について(企業名)」とし、送信側の担当者を複数名設定(ccへ追加)したうえで、申込書類はPDFファイルで送信してください。

10 申し込みに際しての留意事項

- (1) 申し込み期間は、年度末までを単位とします。
- (2) 申し込み枠数は、原則として1者につき1枠までとしますが、希望される場合は、1者2枠まで応募できます。
(応募枠数が枠数に満たない場合などには、この限りではありません。)
- (3) 広告作成費用は、広告主の負担となります。
- (4) 広告の掲出及び撤去に関する作業は、県が行います。(掲出場所は指定できません。)
- (5) 広告掲出期間中に、広告を変更する場合は、変更の1か月前までに県への協議が必要です。

11 選定方法

申し込みのあった広告(掲出できない広告を除く。)について、先着順により選定します。

12 問い合わせ・申し込み先

岩手県総務部管財課公共施設マネジメント担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号(岩手県庁2階)

TEL: 019-629-5116 (ダイヤルイン)

FAX: 019-629-5139

E-MAIL: AH0005@pref.iwate.jp